

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

審査請求人
代 理 人 [REDACTED]

処 分 庁 [REDACTED]福祉事務所長

審査請求人 [REDACTED] 氏（以下「請求人」という。）が令和4年4月18日に提起した処分庁 [REDACTED] 福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による生活保護費返還決定処分 [REDACTED]。以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事案の概要

審理員意見書に記載のとおり。

審理関係人の主張の要旨

- 1 請求人の主張
審理員意見書に記載のとおり。
- 2 処分庁の主張
審理員意見書に記載のとおり。

理 由

- 1 本件に係る法令等の規定について
(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下同じ。）第236条の第1項におい

て、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。」と定めている。

- (2) 地方自治法第245条の9第1項において、「各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理について、都道府県が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。」と定め、第3項において、「各大臣は、特に必要があると認めるときは、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。」と定めている。
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第6条において、「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。」と定めている。
- (4) 法第8条第1項において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)が定められている。
- (5) 法第10条において、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と定めている。
- (6) 法第63条において、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (7) 保護の基準の別表第1の第2章加算「2 障害者加算」において、以下のとおり示されている。

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の身体障害者障害程度等級表(以下「障害等級表」という。)の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)。ただし、アに該当する者を除く。

- (8) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の2の(2)の「障害者加算」において、以下のとおり示されている。なお、局長通知は、地

方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

- (7) 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。
- (イ) 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」
- (9) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)の「第7 最低生活費の認定」の間65には、以下のとおり示されている。なお、課長通知は処理基準である。

問65 局長通知第7の2の(2)のエの(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差し支えないか。

答 精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に関し、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

- (10) 生活保護法による保護における障害者加算等の認定について(昭和40年5月14日社保第284号厚生省社会局保護課長通知。以下「障害者加算等の認定通知」という。)以下のとおり示されている。なお、当該通知は処理基準である。

- 1 生活保護法による保護における各種加算(括弧内略)の対象とすべき障害者の認定は、必ずしも当該障害者を支給要件とする年金又は手当(以下「関連年金等」という。)における裁定又は認定をまっで行うべきものではないこと。

したがって現に関連年金等の裁定等を受けていない障害者から加算についての申告があったときは、関連年金等の受給に必要な手続きをとるよう指示するとともに、3により加算の適否について保護の実施機関としての認定を行うこと。

- 2 (略)

- 3 要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、(略)精神保健福祉センターその他実施機関の指定する医師の診断により認定を行うこと。

ただし、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過しているものについては、医師の診断に代えて当該手帳により認定を行って差し支えないこと。この場合において、初めて医師の診療を受けた日の確認は、当該手帳発行の際の医師の診断書(写しを含む。以下同じ。)を確認することにより行うものとする。

- (11) 精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について(平成7年9月27日社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知。以下「障害の程度の判定通知」という。)は、「障害者加算等の認定通知」等の

要点を示したものであり、以下のとおり示されている。

精神障害者の障害者加算の認定に係る障害の程度の判定は、次のとおり行うことができるものとしたこと。

1 障害基礎年金の受給権を有する者の場合

(1) 障害の程度の判定は原則として障害基礎年金（以下「年金」という。）に係る国民年金証書により行うが、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。

(12) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還等取扱通知」という。）は、以下のとおり示している。

1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（略）

① 本人が十分注意を払っていたにも関わらず（略）消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。

② 家屋補修、生業等の一時的な経費であって（略）保護の実施機関が判断する範囲ものに充てられた額。

③ 当該収入が、（略）第8の40の認定に基づき、保護の実施機関が認めた額。

④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

(7) いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）

(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額

(ロ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額

(ハ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額

(13) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第1条において、「この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続きの下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」と定めている。

(14) 行審法第18条第1項において、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月（括弧内略）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」

と定めている。

- (15) 行政事件訴訟法（昭和 37 年 5 月 16 日法律第 139 号。以下「行訴法」という。）第 1 条において、「行政事件訴訟については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。」と定めている。
- (16) 行訴法第 14 条第 1 項において、「取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と定めている。

2 認定した事実について

(1) 請求人世帯について

平成 25 年 5 月 7 日付け、処分庁による請求人世帯（以下「世帯」という。）への保護が開始された。世帯は請求人及び請求人の妻（以下「妻」という。）の二人世帯、障害基礎年金等を含む収入はない。

令和 3 年度に成年後見制度に係る申し立てを行い、令和 4 年 1 月 27 日に補助人が選任、同年 2 月 26 日より補助開始の審判が確定した。

請求人（当時 81 歳）は、身体障害者手帳 1 級及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条の保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）2 級を所持、要介護 3 に該当する。

妻（当時 65 歳）は、精神障害者保健福祉手帳 2 級を所持（平成 25 年 11 月 14 日から 2 級となる）、小学校では特殊学級に所属していた。請求人の介護してきたが、令和 3 年 6 月に心不全疑いにより入院を要すると診断されるが、入院拒否のため、通院治療中であつた。

〔処分庁提出資料－弁明書、回答書、保護決定調書、保護記録（1）、ケース記録、精神障害者保健福祉手帳（写）。

請求人提出資料－登記事項証明書（補助）、令和 4 年 3 月 22 日付け診断書（甲第 4 号証）〕

(2) 妻の障害者加算認定について

平成 26 年 3 月 11 日、処分庁は妻の障害者加算申請を受理。課長通知の第 7 の問 65 の答を踏まえ、所定の要件を満たし、精神障害者保健福祉手帳 2 級を所持する妻は、保護の基準の別表第 1 の第 2 章の 2 の（2）のイに該当すると判断し、平成 26 年 2 月から妻の障害者加算を認定した。それ以降、処分庁は令和 3 年 2 月まで妻の障害者加算を認定した。

〔処分庁提出資料－弁明書、保護決定調書、保護変更申請書〕

(3) 本件処分について

処分庁は、局長通知、課長通知、障害加算等の認定通知及び障害の程度の判定通知の内容を踏まえ、障害基礎年金の受給申請手続を行わずに障害者加算を認定していた妻の障害者加算については誤認であつたと判断した。

令和 3 年 2 月 15 日、処分庁は妻に同人の障害者加算の認定を削除することを伝え、了承を得た上で、同年 3 月分の保護費から妻の障害者加算を削除した。〔処分庁提出資料－令和 5 年 2 月 13 日付け回答書、ケース記録〕

同日、処分庁担当課職員（以下「処分庁職員」という。）は、処分庁年金担当部署より、令和 3 年 2 月時点で妻が年金納付に係る要件を満たしていること、妻の障害の程度が障害年金の受給要件をみたした場合は、障害基礎年金を受給できる旨の情報を受けた。令和 3 年 2 月 19 日、処分庁職員

は妻の主治医（以下「主治医」という。）に、妻の現在の病状について障害基礎年金診断書の記入可否について確認したところ、主治医から妻の現在の病状は障害基礎年金の診断基準には該当しないとの回答を得た。

令和3年6月11日、妻の障害者加算に係る過払い分に関する取扱いについてケース診断会議を行い、障害者加算60カ月分を法第63条返還金として取り扱うことを決定した。同会議において決定した返還額から控除する額の有無等については検討していない。同日付けで返還対象額849,970円の一括納入、納入期限を令和3年7月30日とする請求人宛ての本件処分通知書を作成した。

〔処分庁提出資料－保護決定調書、ケース記録。請求人提出資料－処分通知書〕

(4) 本件処分の通知について

令和3年7月6日、処分庁職員は請求人に対し、障害者加算の誤認について口頭説明、請求人は頷き「はい」と応答した。

同年10月28日、処分庁職員は請求人宅を訪問し、当該処分通知書を妻に手交した上で、本件処分についての概要及び返還対象額が849,970円であることを説明した。過払い分については返還する必要があること、分割での返還は可能であること伝えたところ、妻は頷いて応答した。処分庁職員は、返還金についての疑問は何度でも連絡しよう妻に伝えた。

その後、請求人及び妻から処分庁へ本件処分に関する照会はなく、処分庁からも請求人及び妻に何ら確認していない。

〔処分庁提出資料－令和5年2月13日付け回答書、ケース記録〕

(5) 本件処分日以降の世帯の生活状況等について

ア 令和3年7月及び8月の下旬、処分庁及び介護関係機関の職員は、世帯からお金や食べ物、おむつがないからお金を貸してほしい、フードバンクを利用したい旨の相談を受けた。

同年8月27日、請求人宅を訪問した処分庁職員は、冷蔵庫の中にある物、世帯から聞きとった収支状況より、食費及びその他生活雑費の実態は不明ながらも、世帯の生活費が不足している可能性が高いことを把握した。

同年12月21日、処分庁障がい福祉課職員から処分庁職員へ、世帯のおむつ代の費用負担が大きく困窮していること、衛生面から請求人が使用しているベットの取り替えが必要であるため、おむつ代、ベット代の費用が生活保護から支給できるかについて相談があった。

イ 令和3年12月28日、請求人が高熱のため病院に緊急搬送され入院となった。令和4年1月5日に病院を退院したが、ショートステイを利用して施設入所となった。

ウ 令和4年1月7日、請求人が家を不在にしているため、妻が精神的に不安定となり、抑うつ、強い不安等の症状が認められたことから、病院に入院することとなった。

エ 令和4年2月17日、請求人の補助人、処分庁職員、請求人の介護支援専門員等で請求人の支援会議が開催された。請求人の認知機能の低下、妻による請求人の介護に限界がきていること、請求人及び妻は服薬管理が適切に行われていないため精神的病状が悪化していること、妻が入院中のため請求人は単独での生活ができないことからショートステイを利用中であることについて情報共有された。処分庁職員は補助人に対して本件処分につ

いて口頭説明を行った。

オ 令和4年3月4日、補助人は請求人宅のタンスの引き出しから本件処分通知書を確認した。

〔処分庁提出資料－ケース記録、精神疾患入院要否意見書。審査請求人提出資料－審査請求書添付資料〕

(6) 本件処分前後の請求人及び妻の精神状態に関する診断等について

ア 請求人の精神障害者保健福祉手帳用診断書（令和3年5月25日付け）

請求人の主な精神障害は老年期精神病と診断されている。日常生活能力は、「金銭管理と買物」、「社会的手続き公共施設の利用」を含む8項目の全てが「援助があればできる」と判定され、日常生活能力の程度は、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じては援助を必要とする」と診断されている。この診断により、請求人の精神障害者保健福祉手帳の等級は3級から2級に変更された。

イ 請求人の成年後見制度用診断書（令和3年9月8日付け）

上記アの診断書を作成した医師は、認知機能に関して精査し、日常生活状況を踏まえた結果として、軽度のアルツハイマー型認知症と診断した。「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない」と診断されている。

ウ 妻の精神障害者保健福祉手帳用診断書（令和3年9月4日付け）

妻の主な精神障害は不安障害と診断されている。日常生活能力は、8項目のうち「金銭管理と買物」、「他人との意思伝達・対人関係」等の6項目が「おおむねできるが援助が必要」、「社会的手続きや公共施設の利用」等の2項目が「援助があればできる」と判定され、日常生活能力の程度は、「精神障害を含め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」と診断されている。妻の精神障害者保健福祉手帳等級2級が更新認定された。

エ 妻の知能検査

主治医は、妻が通院治療中に服薬管理ができていないこと、会話中の複雑な内容の話が理解できていない様子等から、知能検査を実施したところ妻の推定IQは48であった。

〔処分庁提出資料－令和4年5月10付け回答書添付資料。請求人提出資料－甲第3号証〕

3 本件処分に違法又は不当な点があるかについて

(1) 妻の障害者加算について

ア 障害の程度の判定は、原則、国民年金証書等によるが、証書等非所持者については、医師の診断書やその他障害の程度が確認できる書類によることが局長通知の第7の2の(2)のエの(イ)に示されており、「障害の程度が確認できる書類」については、課長通知の第7の間65の答において、「精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、精神障害者保健福祉手帳を含むと解釈してよいこと」と示されている。

イ 「障害者加算等の認定通知」において、「1 生活保護法による保護における各種加算（略）現に関連年金等の裁定等を受けていない障害者から

加算についての申告があったときは、関連年金等の受給に必要な手続きをとるよう指示するとともに、3により加算の適否について保護の実施機関としての認定を行うこと。」、及び「3 要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、(略)ただし、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師診療を受けた後1年6月を経過しているものについては、医師の診断に代えて当該手帳により認定を行って差し支えないこと。」と示されている。

ウ 障害者加算等の認定通知の要点を示した障害者加算の程度の判定通知において、「精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には(略)年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。」と示されている。

エ 上記イ、ウの通知は適正な保護を実施するうえで厚生省社会局保護課長より実施機関へ通知されたものである。妻の障害者加算は障害基礎年金申請手続きを行わずに認定されていたことから、処分庁が妻の障害者加算について誤認と判断したことについて不当な点は見られない。

(2) 本件処分内容及び処分手続きについて

ア 処分庁の誤認による費用返還請求の根拠を法第63条によることについて法第63条にいう「急迫の場合等」の「等」とは、「調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額な決定をした場合等である。」解されている。(小山進次郎『改訂増補 生活保護法の解釈と運用(復刻版)』 649頁以下参照)。したがって、処分庁が誤認によって過払いした障害者加算にかかる費用を法第63条を根拠として本件処分を行ったことについては、違法というまでの点はないといえる。

イ 返還対象額について

障害者加算認定期間の平成26年2月から令和3年2月、返還対象は地方自治法第236条第1項より権利行使できる本件処分決定日の令和3年6月1日から時効消滅にかからない5年以内となることから、平成28年7月分から令和3年2月分までの障害者加算額が対象となる。

保護決定調書によれば、平成28年7月分から令和元年9月分までの39カ月分の妻の障害者加算額(月額)は15,090円、令和元年10月分から令和3年2月分までの17カ月分の障害者加算額(月額)は15,380円となる。返還額の合計金額は849,970円となり、本件処分の返還対象額と合致している。

しかし、費用返還等取扱通知の1の(1)において、法第63条返還費用については、原則、全額を返還対象としつつも、それにより当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合には、返還額からの控除を認めている。

誤認定による過支給額全額の返還を求めた本件と同様の事案において、東京地裁平成29年2月1日判決(平成27年(行ウ)第625号事件)では、次のとおり判示されている。

「法63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対し、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を

一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまる。これは、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること（1条）に鑑み、現に保護を受けている被保護者や（略）に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、法63条に該当する被保護者について、その資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還金の返還をさせないことが相当であると保護の実施機関が判断する場合には、当該被保護者に返還金の返還をさせないことができるものと解される反面、保護の実施機関による返還金額の決定が、上記の諸事情に関し、判断の基礎とされた事実誤認があること等により事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるとして違法となると解するのが相当である。」

上記判例を本件事案についてあてはめると、請求人世帯の支出には不明な部分もあるが、生活費が不足していた可能性が把握されており、居住状況からも生活に余裕があったようにはうかがえず、処分庁の誤認支給額は、請求人世帯が最低限度の生活を営むために費消されていた可能性がある。

処分庁は請求人世帯について、その資産や収入の状況、支弁された保護費の使用状況や生活実態、当該地域の実情等の諸事情を踏まえた上で、必要に応じて費用返還等取扱通知の1の（1）で示されている控除を行い、費用返還対象額を決定し、返還を求めることが妥当である。

よって、処分庁が費用控除の検討を行わず、全額一括返還を求めた本件処分は、処分庁に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるとして、違法であると言わざるを得ない。

(3) 納入方法及び納入期限について

本件処分通知書が妻に手交されたのは令和3年10月29日だが、同通知書の日付は令和3年6月11日、同通知書に記載されている納入期限は同年7月30日となっている。妻への手交もだいぶ遅れていること、納入期限が手交日より前の期日であることについては、不当と言わざるを得ない。

(4) 審査請求期間について

ア 処分があったことを知った日について

「処分があったことを知った日」については、「処分がその名あて人に個別に通知される場合には、その者が処分のあったことを現実に知った日のことをいい、処分があったことを知り得たというだけでは足りない。」

（最高裁平成14年10月24日第一小法廷判決）との判示があり、これによれば、処分がその名宛て人に通知される場合には、その者が処分のあったことを現実に知った日となる。

本件処分の名宛て人は、法第63条にいう「被保護者」に当たり、「被保護者」は法第6条において「現に保護を受けている者」と規定されている。請求人が名宛て人となっているのは、法第10条において、世帯単位の原則を定め、世帯単位として保護の要否及び程度を定めると規定していることに基づくものである。そうであれば、本件処分は、実質的に請求人世帯に対する処分であり、本件処分を「知った」主体は、請求人または世帯構成員である妻のいずれかで足りると考える。

そして、「知った日」とは、処分のあったことを現実知った日のことで、当事者が処分があったことを抽象的に知り得べき状態に置かれた日ではないが、社会通念上処分のあったことが当事者の知り得べき状態に置かれたときは、特別な事情がない限り、処分があったことを知ったものと解すべきものとされる。」と示されている（逐条解説 行政不服審査法 平成28年4月総務省行政管理局114頁、最高裁昭和27年1月20日第一小法廷判決参照）。

本件事案にあてはめると、請求人については、本件処分決定後に処分庁から妻に係る障害者加算の誤認定については口頭説明を受けているが、本件処分の内容に関することまで説明を受けていたかは不明である。一方、妻は本件処分の通知書を手交時に処分庁から説明は受けており、妻は知的障害があり妻の日常生活能力については「金銭管理と買い物」、「他人との意思伝達・対人関係」は「おおむねできるが援助が必要」と日常生活能力を判定されていることから、少なくとも本件処分の存在については認識できたと思われる。

「知った」の程度について、「処分があったことを知った日」とは、その者が処分のあったことを現実知った日のことをいい（略）、当該処分の内容の詳細や不利益性等の認識までを要するものではないと解される。」（最高裁平成28年3月10日第一小法廷判決）と判示されており、妻は、社会通念上処分があったことを知り得べき状態に置かれていたといえることから、本件の「処分があったことを知った日」は、処分庁が妻に処分通知書を手交した令和3年10月28日であると解さざるを得ない。

イ 正当な理由について

行審法第18条の「正当な理由」は行訴法第14条の「正当な理由」と同義である（逐条解説 行政不服審査法 平成28年4月総務省行政管理局117頁）ところ、具体的な事案において、行訴法第14条の「正当な理由」があると認められるか否かは、「処分等の内容・性質、行政庁の教示の有無及びその内容、処分等に至る経緯及びその後の事情（中略）、処分当時およびその後の時期に原告が置かれていた状況、その他出訴期間徒過の原因となった諸事情を総合勘案して判断することになろう。」（条解 行政事件訴訟法（第4版）南博方ら編393頁）と解されている。

本件処分通知書には、処分決定を知った日の翌日から起算して3カ月以内に審査請求できると記されているものの、社会的手続等について「援助があればできる」としか判定されていない請求人及び妻が、援助なしに当該記載のみで審査請求を認識できたとはいえない。また、処分通知書により内容説明を受けた妻においても、本件処分の主要な部分ではない、審査請求ができることの教示についてまで説明が行われたか、仮に説明があったとしても、同人が審査請求を検討できる程度の説明があったかを確認す

ることはできない。

そして、請求人及び妻から処分庁に対し、審査請求に関する一切の問い合わせがなかったことも踏まえれば、請求人及び妻が審査請求について理解できていなかったために、支援を受けられず審査請求できなかったという状況も考えられる。また、審査請求ができる期間の世帯の状況は、請求人の認知機能は低下し、請求人を支える妻も心不全となり介護に限界がきていた上、請求人が緊急搬送され、その後、請求人が家を不在にしたため精神的に不安定になった妻も任意入院するまでに至った。このため、仮に、請求人及び妻が審査請求について理解していたとしても、誰かの支援を受けて審査請求できるような状況ではなかったと考える。

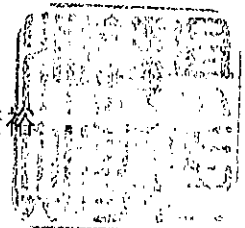
以上のことから、請求人世帯は審査請求しなかったことについて正当な理由がないとは断言できないが、審査請求期間との関係においては、行審法が、行政庁の違法又は不当な処分等に対して国民の権利利益を図ることを目的としている（行審法第1条第1項）ことを踏まえれば、本件については、正当な理由があるものとして、審査請求を認めることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年10月16日

審査庁 沖縄県知事 玉城 康裕



（教示）

- 1 この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、[redacted]を被告（訴訟において[redacted]を代表する者は[redacted]となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理

由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

